

### 別表第3 (第5条関係)

特定生活関連施設	区 分	項 目
<b>1 建築物</b>		
別表第1の1の部(1)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(22)の項までに掲げる項目(同部(5)の項5を除く。)
別表第1の1の部(2)の項に掲げるもの	用途面積100平方メートル以上300平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)の項及び(2)の項に掲げる項目
	用途面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(6)の項まで及び(11)の項から(19)の項までに掲げる項目(同部(5)の項5を除く。)
	用途面積1,000平方メートル以上のもの	別表第2の1の部(1)の項から(8)の項まで及び(11)の項から(19)の項までに掲げる項目(同部(5)の項5を除く。)
別表第1の1の部(3)の項に掲げるもの (コンビニエンスストアを除く。)	用途面積100平方メートル以上300平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)の項及び(2)の項に掲げる項目
	用途面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(5)の項まで、(11)の項から(19)の項まで及び(23)の項に掲げる項目(同部(5)の項5を除く。)
	用途面積1,000平方メートル以上のもの	別表第2の1の部(1)の項から(8)の項まで、(11)の項から(19)の項まで及び(23)の項に掲げる項目(同部(5)の項5を除く。)
別表第1の1の部(3)の項に掲げるコンビニエンスストア		別表第2の1の部(1)の項から(8)の項までに掲げる項目(同部(5)の項5を除く。)
別表第1の1の部(6)の項に掲げるもの	1日当たりの平均乗降客数が2,000人未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(5)の項まで、(8)の項及び(11)の項から(22)の項までに掲げる項目
	1日当たりの平均乗降客数が2,000人以上5,000人未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(8)の項まで及び(11)の項から(22)の項までに掲げる項目
	1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上のもの	別表第2の1の部(1)の項から(22)の項までに掲げる項目
<b>2 建築物以外の公共交通機関の施設</b>		
別表第1の2の部に掲げるもの	1日当たりの平均乗降客数が5,000人未満のもの	別表第2の2の部(1)の項から(4)の項まで及び(6)の項に掲げる項目
	1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上のもの	別表第2の2の部(1)の項から(6)の項までに掲げる項目
<b>3 道路</b>		
別表第1の3の部に掲げるもの		別表第2の3の部(1)の項及び(2)の項に掲げる項目